廃棄物処理法の見直しについて

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 中尾 豊

廃棄物処理法の見直しについて

- 〇 平成22年に改正廃棄物処理法改正が施行されてから、5年が経過したことから、中央環境審議会に「廃棄物処理制度専門委員会」を設置し、本年5月より検討を開始。
- それに先立つ3月に全国産業廃棄物連合会から要望書の提出。
- 〇 専門委員会は、これまで6回開催し、全国産業廃棄物連合会を含む関係団体や地方公共団体等からヒアリングを実施した後、論点毎に検討を行ったところ。
- 年内には、報告書の案をとりまとめ、パブリックコメントを行った後、 年明けに報告書をとりまとめる予定。

論点①

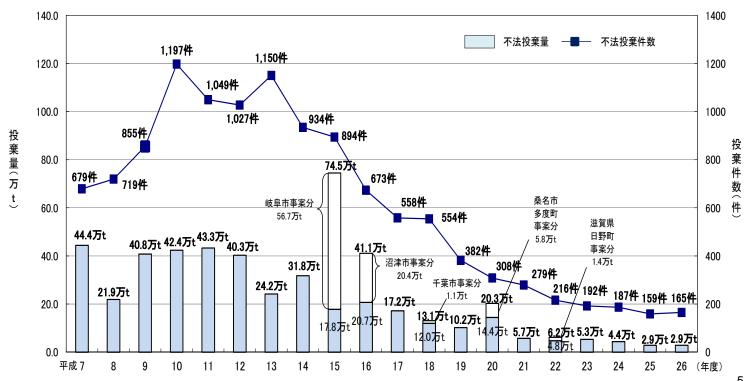
2
<u> </u>
]
_
]
_
_
_
- :]
]
0]
]

廃棄物の適正処理の更なる推進

- 廃棄物の適正処理を確保するため、数次にわたる廃棄物処理法 の改正等を実施。
- 不法投棄はピーク時に比べ、大幅に減少しているが、年間165件、 総量2.9万トン(H26年度)が新規に発覚し、後を絶たない状況。
- 本年1月には食品廃棄物の不正転売事案等も発生。
- 「悪貨が良貨を駆逐する」状態にあった産業廃棄物処理の構造改 革は未だ途上にあり、更なる取組を検討する必要がある。

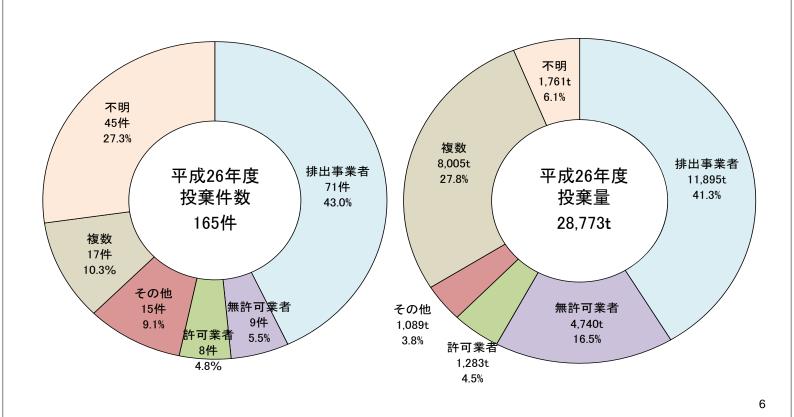
不法投棄件数及び投棄量の推移(新規判明事案)

新規判明事案の不法投棄件数及び投棄量は、ピーク時の平成10年代前半に比べて大幅に減少している いまだに年間百数十件、数万トンもの不法投棄が新規に発覚し、いまだ撲滅するには至っていない。



平成26年度不法投棄実行者内訳

投棄件数・投棄量ともに排出事業者が不法投棄実行者である場合が最も多い。 (投棄件数:約43% 投棄量:約41%)



平成26年度不法投棄種類内訳

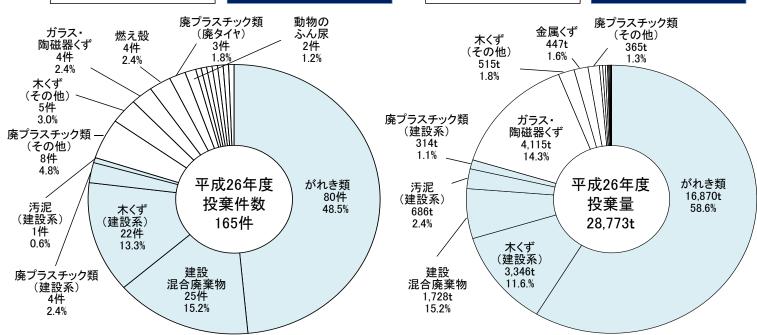
投棄件数・投棄量ともに建設系廃棄物が全体の約8割を占めている。

建設系以外廃棄物計 33件 20.0%

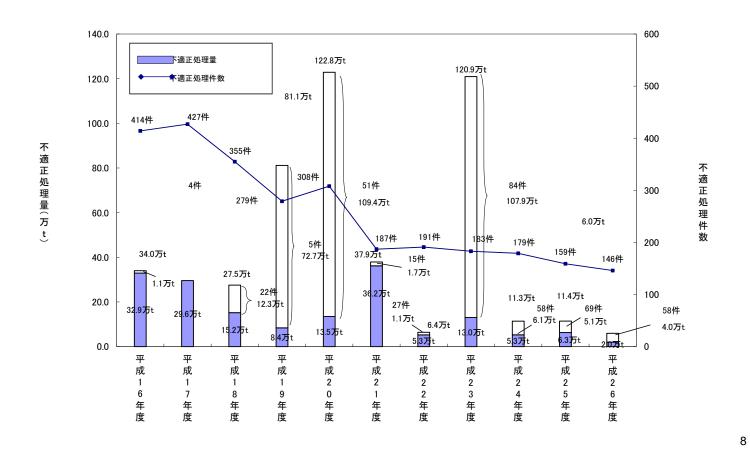
建設系廃棄物計 132件 80.0%

建設系以外廃棄物計 5,828t 20.3%

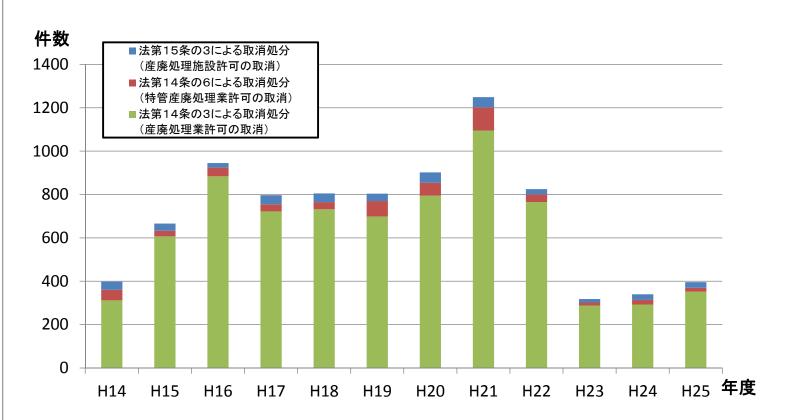
建設系廃棄物 計 22,944t 79.7%



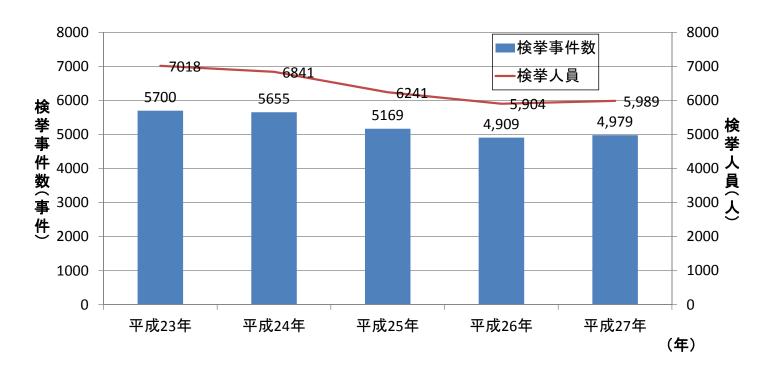
不適正処理件数及び処理量の推移(新規判明事案)



廃棄物処理法に基づく許可取消処分件数の推移



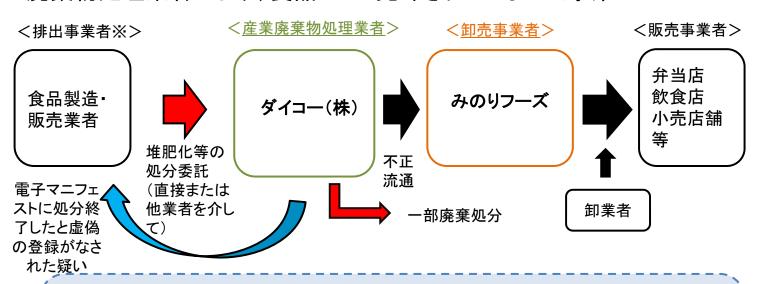
廃棄物事案の検挙件数



平成27年警察白書及び平成27年における生活経済事犯の検挙状況等について(ともに警察庁)より

食品廃棄物の不適正な転売事案の概要

〇食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業 廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案



【問題点】

- 産業廃棄物の処理フローが不透明であるため、排出事業者や行政庁が、電子マニフェストの虚偽記載等の廃棄物処理法違反事由に気づくことが出来ないこと。
- 〇 産業廃棄物処理業者に関する情報が不十分であるため、排出事業者が優良な 産業廃棄物処理業者を見分けることが困難であること。
- 許可取消後の処理業者が、改善命令等の対象とならない。

再発防止策~廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化~

「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について」(平成28年3月14日)より

【都道府県による監視体制の強化】

- 〇 一定程度の抜き打ちの立ち入り検査
- 立入検査マニュアルの策定

【廃棄物処理業者による処理状況の積極的な公開】

- 排出事業者による現地確認の積極的な受け入れと参考となるチェックリストの整備
- 処理量等の処理状況に関する情報のインターネットを通じた積極的な情報公開

【排出事業者責任に基づく必要な措置についての周知徹底】

- チェックリストを作成し、都道府県等から関係事業者に対してその活用を推進
 - 現地確認等による処理状況の確実な把握
 - マニフェストにおける最終処分の十分な確認
 - 適正な処理に必要となる費用が処理料金において確保されているかの確認

12

【論点1】 産業廃棄物の処理状況の透明性の向上

- O <u>再発防止策を食品廃棄物以外の産業廃棄物についても順次取組を拡</u> <u>げてはどうか</u>。
- 特に<u>中間処理業者が再生を行う場合、排出事業者が再生利用の状況を確認することは、不適正処理の未然防止の観点から極めて重要</u>。しかし、処理業者の取引先の事業者の<u>営業の秘密にも留意</u>が必要。 例えば以下が考えられるのではないか。
 - ① <u>優良産業廃棄物処理業者認定制度</u>において、<u>再生利用に関する</u> <u>情報(持出先に係る詳細な情報を含む。)</u>を含め、処理状況に関する 情報の提供又はインターネットを通じた公開等に関する要件を加える。
 - ② <u>事業者団体の自主的な取組</u>として、再生利用に関する情報(搬出 先に係る詳細な情報を含む。)を含め、処理状況に関する情報の提供 又はインターネットを通じた公開等に積極的に取り組む処理事業者を 優先して選定する。

【論点2】マニフェストの活用

- (1) マニフェストの虚偽記載等の防止
- 虚偽記載に対して対策を講じるため、<u>電子マニフェストのシステムの改</u> <u>善、措置命令の対象となることの周知、罰則強化</u>も含め、抑止力をより高 めるための方策を検討すべきではないか。

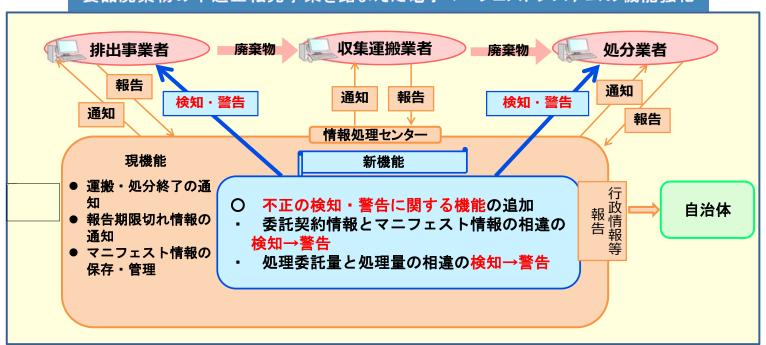
(2) 電子マニフェストの普及拡大

- 電子マニフェストは、情報管理の合理化につながるのみならず、偽造がしにくく、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化等を図ることができるなどメリットが大きい。
- このため、循環基本計画でも平成28年度に普及率を50%に拡大する 目標が掲げられている。
- 電子マニフェストの利便性向上の状況を踏まえつつ、一部の事業者から 段階的に義務化するなど、電子マニフェストの一層の利用拡大のための対 策を講じるべきではないか。

14

電子マニフェストによる不正防止対策(例)

食品廃棄物の不適正転売事案を踏まえた電子マニフェストシステムの機能強化



電子マニフェストについて講じてきた取組

排出事業者の加入促進 1.

- 少量排出事業者が取り入れやすい料 金体系を新たに導入。
- 〇 加入時の事務手続の簡素化
- 運用ルールを改善し、利便性を向上
- 2. 電子マニフェストの利便性向上のた めのシステム改善
- システムの改善(通信高速化、大量処 理化、迅速化、タブレット・スマートフォン への対応等)
- 行政への各種報告の作成を支援する システムの構築
- 加入処理業者情報の検索システムの 提供
- O ASP事業者(※)との連携

- 行政機関の利用促進
- 関係省庁、地方公共団体と連携し、公共 工事等における活用を促進
- 環境配慮契約法に基づく産業廃棄物の処 理委託に係る入札でのインセンティブ付与

普及促進策の充実 4.

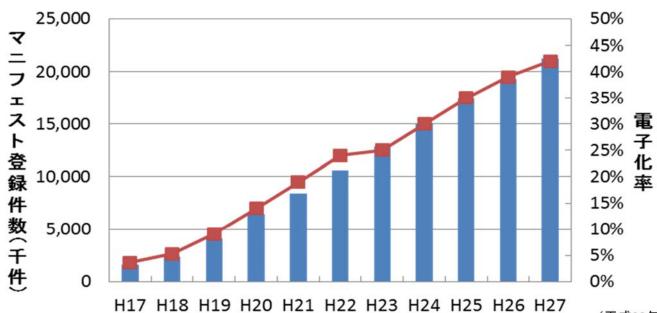
- 普及啓発促進ツール(ビデオ、小冊子、ポ スター、ガイドブック)の開発、提供
- 〇 業界団体、地方公共団体等との共同によ るモデル事業の実施
- 加入料が無料となる普及促進キャンペーン の実施
- 業界団体、地方公共団体等と連携した説 明会等の推進キャンペーンの実施

※ ASP(Application Service Provider)とは、業務用ソフトをインターネット等を通じて顧客にレンタルする事業者。 排出事業者や処理業者は当該ソフトを使用して電子マニフェストの登録・修正を行う。

16

電子マニフェストの普及状況

- ○電子マニフェスト普及目標 平成28年度 50%
- ○H28.7時点で約44%。毎年約4~5%ポイント上昇してい ることから、平成29年度内には目標に到達する見通し



■電子マニフェスト登録件数

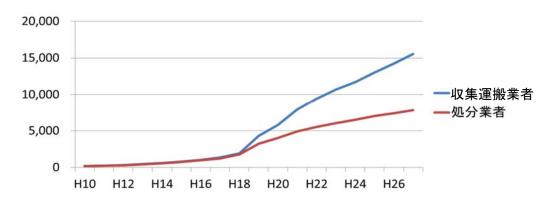
(平成28年3月31日現在)

17

── 電子化率

電子マニフェスト加入状況の推移(産業廃棄物処理業者)

● 加入者数は増加しているが、加入率は収集運搬で約18%とまだ低い。



✓ 収集運搬業者及び処分業者の加入率(H27年度)

区分	事業者数※1	電子マニフェスト加入者数※1	加入率	
収集運搬業 ^{※2}	88,111	15,543	17.6%	
(う ち特管) ^{※2}	5,994	3,517	58.7%	
処分業※3	11,968	7,829	65.4%	
(うち特管)※3	737	598	81.1%	

- ※1 事業者数は平成28年8月時点の数、電子マニフェスト加入者数は平成28年3月末時点の数を用いて算出した
- ※2 収集運搬業者数は、主に業者単位での加入であるため、事業場が複数ある場合は1事業者として算出した
- ※3 処分業者数は、処分事業場単位での加入であるため、許可数により算出した

18

タブレット・スマートフォンに対応したシステムの開発

排出現場で紙マニフェストのように簡便に電子マニフェストを登録・修正できるシステムが必要

解決策: 利便性の高いアプリ の開発(H28年度事業)

>処理業者の強い要望を踏ま

え、排出事業者及び処理業者が 排出現場において、紙マニフェ ストと同じ体裁・様式の画面に タブレット・スマートフォン等 から直感的に登録・修正できる 利便性の高いアプリケーション プログラムの開発を行う



【論点3】排出事業者責任の徹底

- 排出事業者が自らの責任において主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を規制権限の及ばない第三者に任せきりにすることにより、排出事業者としての意識を希薄化させ、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して周知を図る必要があるのではないか。
- 排出事業者等に対して、排出事業者責任の具体的な内容や留意事 項、取組事例等をパンフレット等で周知するといった取組が必要ではないか。
- 排出事業者に対し、不当に低い処理費で委託した産業廃棄物が不適 正処理された場合には、排出事業者が措置命令の対象となりえることや、 建設廃棄物の排出事業者の一元化規定は、産業廃棄物の処理料の支 払いも排出事業者の責任の下で行うことを想定していることを周知するな ど、排出事業者責任に基づく排出事業者の誠意ある行動により、<u>廃棄物の</u> 適正処理を確保するための対策を講じるべきではないか。

【論点4】 廃棄物の不適正な取扱いに対する対応の強化

<許可の取消しに伴う措置>

- 現行法では許可を取り消された処理業者は改善命令の対象となっておらず、都道府県は許可の取り消し等を行わず、改善命令を行って対応。
- 改善命令の対象とするために許可の取消しを行えないのは本末転倒であり、適正な処理の実施を確保するため、当該許可を取り消された者であっても、なお必要な命令の対象とするべきではないか。

<処理困難通知>

- 現行法では許可を取り消された処理業者には処理困難通知の義務が 課されていない。
- 排出事業者の迅速な処理状況の把握及び適正な措置の履行を担保するために、当該<u>許可を取り消された者に対しても、当該通知を義務付けるべきではないか。</u>

【論点5】有害物質管理の在り方

<情報提供>

- 利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドによる取水障害が発生した事 案など情報伝達が十分でなく、適正な処理が行われなかったことが原因と強く推 定される事案が発生している。
- 〇特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、<u>廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、廃棄物情報データシート(WDS)において具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付ける方策を検討すべきではないか。</u>

<処理基準等>

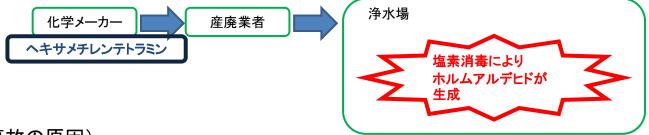
- ○POPs条約の規制対象物質を含む廃棄物については、特定管理廃棄 物への指定、技術的留意事項をとりまとめる等により適正処理を推進。
- P O P s 廃棄物の処理ルートを制度的にも担保する観点から、排出実態や 国際動向を踏まえつつ、その処理方法の処理基準化や、特別管理廃棄物の 指定対象の見直しを含む P O P s 廃棄物の処理の制度的なあり方について、 専門的な議論を行うべきではないか。

◇利根川水系で発生した水道水質事故(平成24年5月)

(事故の概要)

平成24年5月に、利根川水系の浄水場においてホルムアルデヒドが水道 水質基準を超えて検出され、広範囲で取水停止や断水が発生する水質事故が発生

廃液の処理委託



(事故の原因)

排出事業者が処理を委託した廃液に、ホルムアルデヒドの前駆物質であるヘキサメチレンテトラミンが高濃度に含まれていることが処理業者に伝達されず、適切な処理が行われなかったことが原因と推定



H25. 6

情報伝達のさらなる具体化・明確化が必要 ■

➡ ガイドラインの改訂

POPs条約規制対象物質

採択年月	POPs条約採択 H13.5	COP4 H21.5	COP5 H23.4	COP6 H25.5	COP7 H27.5
発効年月	H16.5	H22.8	H24.10	H26.11	H28.12
廃農薬類	アルドリン クロルデン DDT ディルドリン エンドリン ヘプタクロル	クロルデコン α,β-HCH リンデン	エンドスルファン		PCPとその 塩及びエ ステル類
フッ素系 界面活性剤		PFOSとその塩及び PFOSF			
臭素系難燃剤		POP-BDEs		HBCD	
塩素系製剤	РСВ				PCN
非意図的生成 物	HCB PCB PCDD/PCDF	PeCB			PCN

* 国内における製造・輸入の実績がないか不明なものを除く

POPs廃棄物処理の現状

〇 これまで制度的措置を講じてきたもの

PCB

〇 <u>廃棄物処理法上の特別管理廃棄物に指定</u>した上で、<u>特別措</u> 置法に基づき計画的に処理

ダイオキシン類

- 〇 高濃度物を<u>廃棄物処理法上の特別管理廃棄物に指定</u>した上で、<u>ダイオキシン類対策特別措置法に基づき処理</u>
- 制度的措置以外の措置を講じてきたもの

PFOS類を含有する消火器、泡消火薬剤

〇 消火器については、(一社)日本消火器工業会が広域認定制度を活用して廃製品の回収を行っており、泡消火薬剤については、(一社)日本消火装置工業会や関係省庁が在庫量の特定に努めている。廃棄物となったものは、「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に基づき処理

【論点6】 適正処理の更なる推進に関するその他の論点

<適正な処理が困難な廃棄物等の処理>

- 市町村において適正な処理が困難とされている廃棄物(農薬・薬品類、 スプレー缶・カセットボンベ等)については、既存制度(産業廃棄物処理施 設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例等)の活用 の周知に加え、市町村の取組状況の把握を行うとともに、拡大生産者責任 の観点も踏まえつつ、製造事業者等と市町村等が、具体的な事例に即して 課題の共有や取組方策の検討を行うなど、適正・円滑な処理を確保する観 点から連携・協力していくことが必要ではないか。
- 建築物の解体時における残置物については、自治体、一般廃棄物処理 業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われている事例が あることから、これらの取組事例を含め、残置物の取扱いについて、自治体、 処理業者、排出事業者等に周知することが必要ではないか。

<廃棄物処理施設設置許可等>

○ 生活環境保全上の支障を防止し、廃棄物の適正な処理を推進する観点から、移動式がれき類等破砕施設をはじめとした廃棄物処理施設における処理の実態及び施設設置許可の及ぼす影響について、実態を把握するべきではないか。

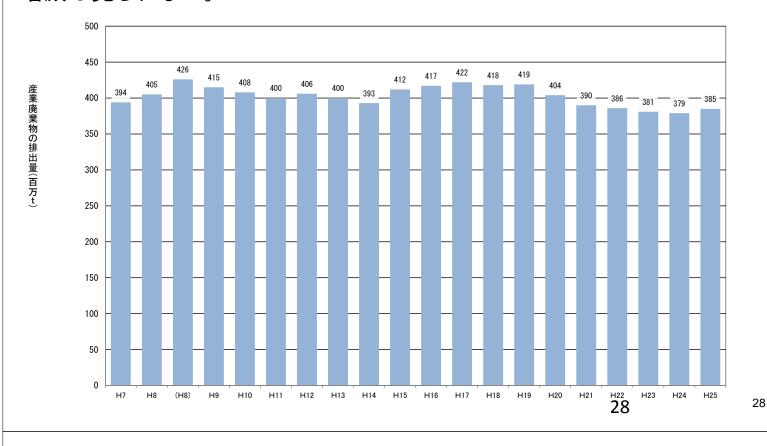
26

2. 健全な資源循環の推進

	健全な資源循環の推進に向け、廃棄物処理法に基づく取組のほか 個別リサイクル法に基づく取組等が行われてきた。
	産業廃棄物の排出量はほぼ横ばい、再生利用率は約53%で推移。
	再生利用認定件数、広域認定件数は年々増加。
	これまでの取組に一定の効果があったが、より一層の健全な資源 循環の推進に向け、更なる取組を検討すべき。

産業廃棄物の排出量の推移

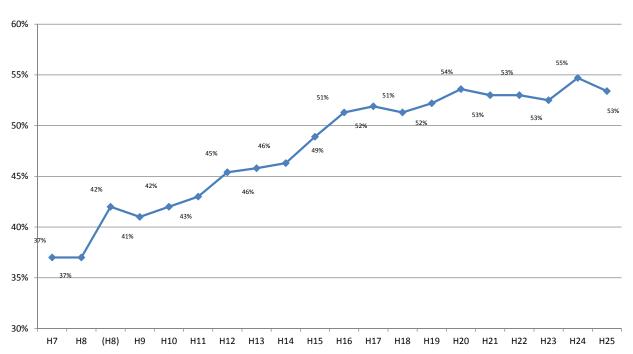
〇排出量はバブル経済の崩壊以降は約4億t前後で推移しており、大幅な 増減は見られない。



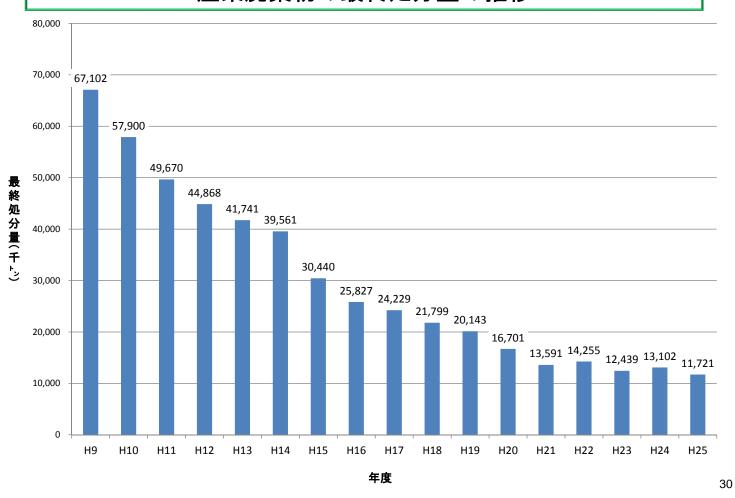
産業廃棄物の再生利用率の推移

〇産業廃棄物の再生利用率は平成16年度頃まで着実に上昇し、以降は 53%前後で推移している。

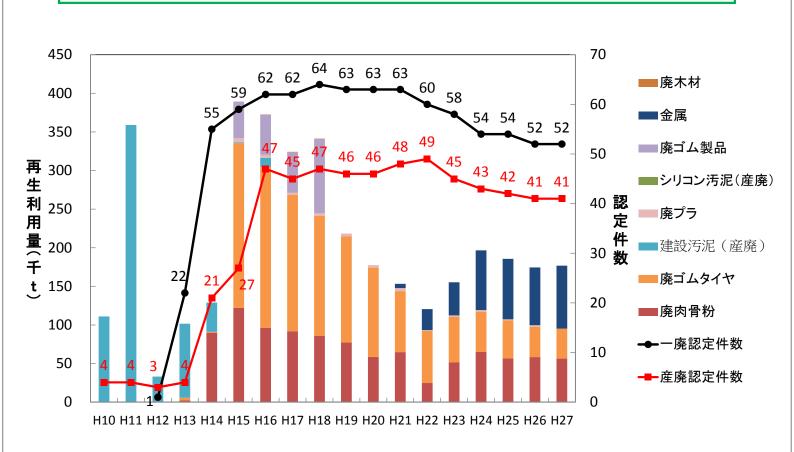




産業廃棄物の最終処分量の推移



再生利用認定制度の認定件数と処理量の推移



再生利用認定制度(第9条の8)

制度の趣旨・背景

- ・廃棄物処理施設の設置を巡る 住民紛争が激化
- ・処理施設の設置が非常に困難



・再生利用の大規模・安定的な推進



生活環境の保全を十分に担保しつ つ、再生利用を大規模・安定的に行 う施設を確保し、廃棄物の減量化を 進める必要。

制度の概要(H9~)

認定対象者

安定的な生産設備を用いた 再生利用を自ら行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都 道府県知事等の処理業・処 理施設の設置の許可が不要 となる

認定品目

廃ゴム製品 廃プラスチック類 シリコン汚泥(産廃) 廃肉骨粉

廃木材

建設汚泥(産廃)

※高規格堤防の築造による再生利用

金属を含む廃棄物

※非鉄精錬・精錬業、製鉄業による再生利用

概念図

簡単に腐敗、揮発したりして 生活環境保全上支障の生じない廃棄物



原材料として投入



(製鉄所、セメントキルン等)

生産設備等



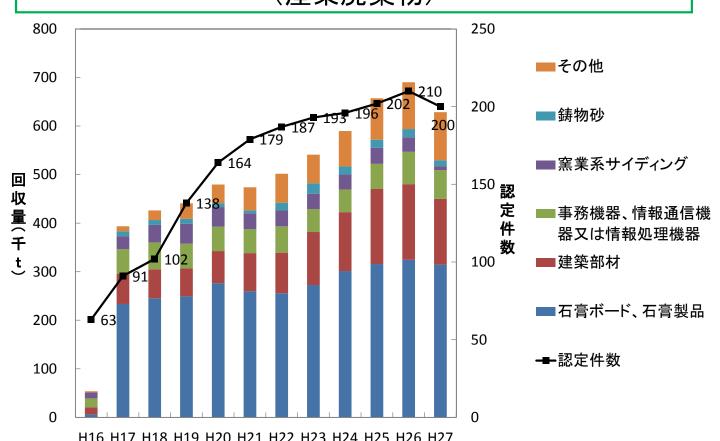
(鉄、セメント等)

認定実績(H28年6月末)

·般廃棄物:67件 産業廃棄物:64件

32

広域認定制度の認定件数と処理量の推移 (産業廃棄物)



H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27

広域認定制度(第9条の9)

制度の趣旨・背景

- 製品が廃棄物となったものを処理 する場合、当該製品の製造、加 工、販売等を行うもの(製造事業者 等)が当該廃棄物の処理を担うこと は、製品の性状・構造等を熟知して いることで、高度な再生処理等が 期待できる等のメリットがある。
- ・廃棄物を広域的に収集することによ り、廃棄物の減量その他その適正な処 理が推進される。

制度の概要(H15)

認定対象者

製造事業者等であって、 当該製品が廃棄物となっ た場合にその処理を広域 的に行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都 道府県知事等の処理業の許 可が不要となる

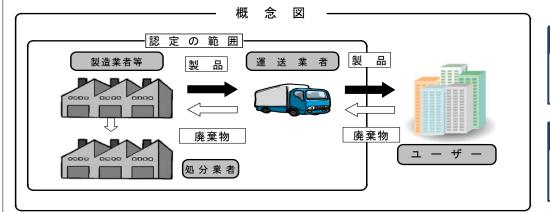
認定品目

一般廃棄物:13品目を認定

廃パーソナルコンピュータ、 廃二輪自動車、廃消火器 等

産業廃棄物:品目限定なし

情報処理機器、原動機付自転車・ 自動二輪車、建築用複合部材等



認定実績(H28年6月末)

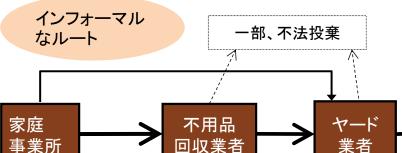
一般廃棄物: 97件 産業廃棄物:255件

処理実績(H27年度)

-般廃棄物: 15,517t **産業廃棄物:690,266**t

使用済家電等のインフォーマルな取扱いについて

- 〇 家電・小型家電がインフォーマルに回収され、重機等で破壊された上、**雑品スクラップ** として輸出され、海外でリサイクルされていると見られる。家電リサイクル法等の形骸 化、国内外の環境汚染への懸念が高まっている。
- 廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用したインフォーマルルートの撲滅が課題。



無許可の不用 ヤード業者は環境対策をせず 品回収業者 家電を破壊。フロンガス、水銀 等有害物質を環境中に放出。



ヤード・ 海上での スクラッ プ火災が 頻発



スクラップ 輸出業者

主にバラ積み船で 雑品スクラップとして 輸出



→ スクラップ輸出

海外で解体・選別が行わ れているとみられる。不適 正処理が懸念される。 (写真:(独)国立環境研究所 寺園淳氏撮影)



予保が素手で破砕



家庭のごみ なんでも

使用済家電の廃棄物該当性の判断に係る環境省通知(319通知)(平成24年3月)

- ①無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有 価物と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性 に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判 断が必要。
- ②家電リサイクル法対象品目の使用済み品については、以下の場合、廃 棄物として取り扱うことが適当。
 - (1)リユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通 電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的に適 さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保 管、乱雑な積上げ等)がなされている場合
 - (2)廃棄物処理基準に適合しない方法による分解、破壊等の処分がな されている場合(脱法的な処分を目的としたものと判断される)
- ③家電リサイクル法対象品目以外の使用済家電製品についても、無料で 引き取られる場合又は買い取られる場合であっても廃棄物の疑いがあ ると判断できる場合は、総合判断により、積極的に廃棄物該当性を判 断。

【319通知の運用事例】

- 静岡県において、廃冷蔵庫等の廃家電を集積して手分解した後、 金属部分は売却され、有価性がない部分を事業場に放置してい た。
- 県及び3市が合同での立入検査など調査を行った結果、事業場に 持ち込まれる廃冷蔵庫は、年式が古く、雨ざらしで保管され、粗 雑に扱われる等、リユース品としては認められないことを確認。
- 県及び3市連名で告発し、社長及び従業員を逮捕



図 1 A市事業場



B市事業場

(出典:第60回生活と環境全国大会抄録集)

【新たな課題】

- 環境省に対し、X市にあるB社(輸出事業者、廃掃法に基づく営業許可なし)の営業所において、使用済家電を重機で破砕している旨の通報があり、地方環境事務所がX市の立入検査に任意で同行。重機で破砕されたエアコンを確認。
- 同市は、これらの使用済家電が廃棄物であると断定できれば廃掃法に定める処理基準違反や無許可営業として取り締まれるが、悪質事業者に対しては行政指導では不十分で、告発等を見据えて警察等の捜査機関への相談も必要なところ、有価で取引されているスクラップの場合には廃棄物と立証することが困難と判断。
- X市から輸出者に対しては、既に営業所に持ち込まれた使用済家電の適正処理と、 更なる受け入れを行わない旨求める<u>口頭注意が現場で行われる</u>に留まった。





【新たな課題】

319通知を受け、自治体、地方環境事務所、税関等の関係機関が連携して取締りを強化する一方、廃家電と分からないよう重機等で破砕したり、コンテナ詰めして輸出しようとする悪質事案が顕在化。

粉々となった金属スクラップの個々の内容物の確認、排出元の特定など、廃棄物該当性の判断は困難を極める。

ヤードでの不適正処理に対しては、総体として取引価値を持つことなどから、自治体による廃棄物としての取締りが及びにくい。

刑事告発等を見据えた対応も必要となる中、廃棄 物該当性の立証が課題。





※輸出事業者ヤード**39**て確認された事例。 39

【論点7】 越境移動の適正化、健全な再生利用・排出抑制等の推進

く使用済電気電子機器等の使用済物品>

- 有害物質を含む使用済電子機器等が雑多なものと混ぜられた金属スクラップ(雑品スクラップ)について、保管中のスクラップヤード等で火災が発生する事例も発生。保管や破砕等に伴う有害物質の周辺への飛散も懸念される。
- 使用済電気電子機器等の廃棄物該当性の判断を明確化する通知(3.19通知) を発出しているが、有償取引されている物品の取り締まりを行うことは困難。
- スクラップヤードの所在地などを行政機関が把握することができるようにするとともに、こうした使用済物品を他の金属スクラップ等と混合することを制限し、もって雑品スクラップに起因する生活環境への悪影響を防止するなど、有害特性を有する使用済物品の運搬や保管に対して処理基準の遵守を求めることができるようにするなどの必要な措置を講ずるべきではないか。

<廃棄物処理法とバーゼル法に基づく輸出確認の審査の簡素化>

○ 廃棄物処理法に基づく輸出確認とバーゼル法に基づく輸出確認との間で重複が生じていることを踏まえ、これらの確認に関する審査を簡素化するなど必要な措置を講ずるべきではないか。

【論点8】 優良な循環産業の更なる育成

<優良産廃処理業者認定制度>

- <u>認定の要件に適合しない事態</u>に至った場合、その事実を排出事業者、都 道府県間等で共有するなどの措置を講ずることにより、認定業者の信頼性の 向上を図る等の必要な検討を行うべきではないか。
- <u>排出事業者により選択されるよう</u>、処理状況に関する情報の排出事業者への提供又はインターネットを通じた公開等に関する要件や財務要件の見直し等を含め、認定基準について必要な検討を行うべきではないか。
- 認定基準の見直し・強化と併せて処理業者の負担を軽減するなど、優良 認定を受けた処理業者に対する<u>優遇措置</u>を講ずることができないか検討をす るべきではないか。
- 排出事業者に優先的に選択されるようにするため、<u>国、産業廃棄物処理</u> 業界、事業者団体等の関係者が連携した自主的な取組等による措置を講 ずることを検討するべきではないか。

優良産廃処理業者認定制度

優良認定基準

- 〇従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期限において特定不利益処分をうけていないこと。
- ○産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況などをインターネットにより一定期間、 一定頻度で公表していること。
- OISO14001、エコアクション21等の認証を取得していること。
- ○電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用できること。
- ○直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上である ことや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

排出事業者

〇安心して委託できる優良な産廃 処理業者を容易に選択できるよう になり、排出事業者責任の確実 な履行を補完する。

処理業者

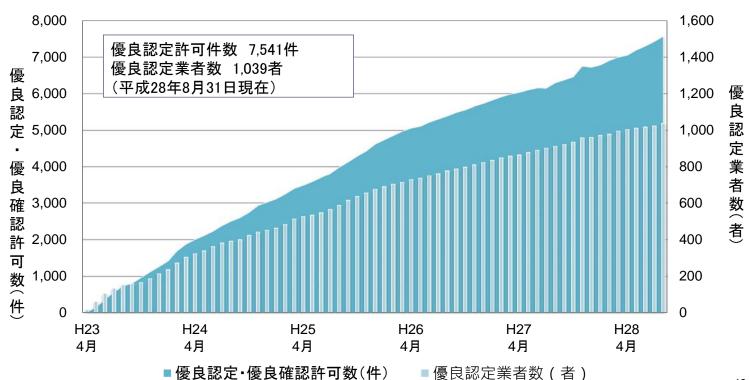
- 〇許可更新に要する事務負担が軽減され、特に 広域的に事業展開する処理業者にとっては大 きなインセンティブとなる。
- 〇より信頼できる優良な処理業者の育成が進 む。

42

優良認定数の推移

優良産廃処理業者認定制度 優良認定数の推移

優良産廃処理業者数は、全処理業者数(H28年10月現在:113,157者)に対し約1%であり依然として低い



優良産廃処理業者認定制度のメリット

1. 許可の有効期間が7年間に延長 (通常は5年間)



- 2. 許可証などにより排出事業者へPRが可能
- 3. 排出事業者は、優良認定業者に委託している場合は処理状況を公表情報により間接的に確認可能
- 4. 許可申請時の添付書類を一部省略可能
- 5. 環境配慮契約法の「産業廃棄物の処理に係る契約」における入札での有利な取扱い

44

環境配慮契約法「産業廃棄物の処理に係る契約」

平成25年2月 契約類型に追加

裾切り方式

下記の要素についてポイント制で評価し、一定割合以上の点数を獲得した 事業者に入札参加資格を付与

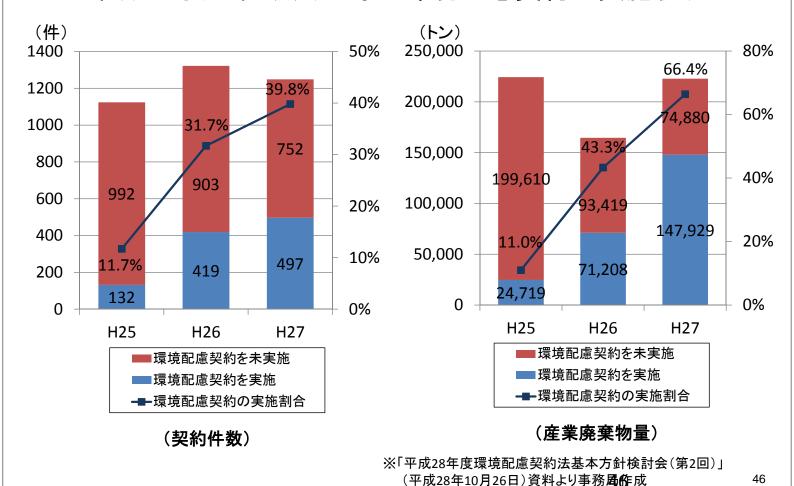
評価項目

- ①環境配慮への取組状況(基本項目のみ)
- ○環境/CSR報告書の作成・公表
- ○温室効果ガス等の排出削減計画の策定・目標設定・公表
- ○従業員に対する研修・教育の実施
- ②優良基準への適合状況

※優良認定基準と同一

- ○遵法性 (特定不利益処分を5年間受けていないこと)
- ○事業の透明性(インターネットによる情報公開の実施)
- ○環境配慮の取組(ISO14001、エコアクション21等の認証取得)
- ○電子マニフェスト (電子マニフェストシステムへ加入、利用可能)
- ○財務体質の健全性(自己資本比率、経常利益等の財務基準満足)

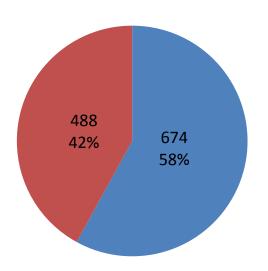
国及び独立行政法人等の環境配慮契約の実施状況



入札参加事業者における優良認定業者の割合

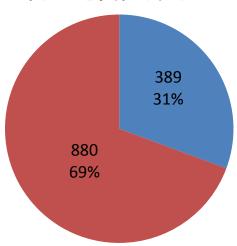
(平成27年度)

環境配慮契約を実施



- 優良産廃処理業者
- 優良産廃処理業者以外

競争入札 (環境配慮契約未実施)



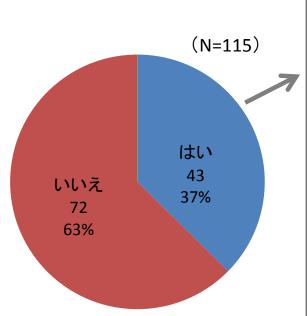
- 優良産廃処理業者
- 優良産廃処理業者以外

※「平成28年度環境配慮契約法基本方針検討会(第2回)」 (平成28年10月26日)資料より事務局作成

<優良産廃処理業者認定制度について>

問 貴自治体において、優良産廃処理業者の拡大・育成に関する取組を行っていますか (※)。

※ 平成28年9月26日~平成28年10月7日に全国115都道府県・政令市に聴取。



(優良産廃業者の拡大・育成に関する取組例)

- 講習会・セミナーの開催
- ホームページ等での公表・啓発
- 多量排出事業者への働きかけ
- () 実地確認の免除
- 経費補助(EMS認証取得経費、電子マニフェスト関係機 器導入経費)
- 優良認定業者の施設で処分する場合の県内搬入協議 手続の免除
- 処理施設の設置について、一定要件を満たした場合の 事前協議手続の免除
- ○変更届の手続簡素化
- () 独自の評価制度の導入
- グリーン購入指針において、県発注の産廃処理委託に ついて優良認定業者への配慮を掲載
- 優良認定取得に向けた手引書の作成、県産廃協会との連携(相談窓口の設置)

48

優良産廃処理業者の特定不利益処分の状況

特定不利益処分の種類	件数
廃棄物処理業に係る事業停止命令	7
廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	0
廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	0
再生利用認定の取消し	0
広域的処理認定の取消し	0
無害化処理認定の取消し	0
廃棄物の不適正処理に係る改善命令	О
廃棄物の不適正処理に係る措置命令	0

※施行後(H23.4.1~)の累計

※優良産廃処理業者の許可取消し事例は2件(優良産廃処理業者全体の0.2%) 産廃処理業者全体の許可取り消し件数は955件(処理業者全体の0.8%)

(いずれもH23.4.1~H28.3.31の累計)

【論点8】 優良な循環産業の更なる育成

<廃棄物処理に関する優良な人材の育成>

- <u>廃棄物処理業界が地域も含め広く社会からの信頼を得て、</u> <u>廃棄物の適正処理に貢献し、健全な発展を遂げる</u>観点から、 廃棄物処理業者、自治体職員、プラントメーカー、研究者等を 含め、<u>廃棄物処理に関する優良な人材育成に向けた取組をよ</u> り推進することが必要ではないか。
- 特に、産業廃棄物処理業における人材育成の方策について、業界団体等によるより実効的な研修や講習の実施等、職員の能力・知識の向上を一層推進するための取組について必要な検討を行っていくべきではないか。

50

産業廃棄物処理業における人材育成

- 〇産業廃棄物処理業における人材育成方策検討業務(H27~)
 - ▶趣旨:産業廃棄物処理施設を地域に受け入れられやすい施設へ変革するため、産業廃棄物処理に関わる職員等関係者全員について、これまで以上の法令遵守、安全・安心な作業管理、温室効果ガスの削減、さらには地域への貢献を意識した人材の育成を図る。
 - ▶対象: 処理業者の主任レベル相当を対象とするカリキュラムを検討中
 - ▶実施状況:

平成27年度 人材育成の現状把握、研修内容の検討、モデル研修等 平成28年度 資格制度の創設に向けた検討、研修会の開催等

(参考)

- 〇産業廃棄物処理業経営塾 ((公財)産業廃棄物処理事業振興財団:H16~)
 - ▶目的: 経営者の育成
 - ▶実績: 平成28年までに13回開催 卒塾者(修了者)在籍企業数219社
- 〇産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

((公財)日本産業廃棄物処理振興センター: H4~)

▶目的: 産業廃棄物処理業を的確かつ継続的に行うために必要な知識及び技能(能力)の習得 ▶実績: 新規許可受講者数 13,629人(平成27年度)、更新許可受講者数 19,544人(H27年度)51

【論点9】 健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

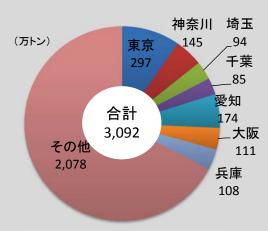
<再生利用指定制度等の更なる活用>

- 建築物等インフラが更新時期を迎え、コンクリート塊や建設汚泥等の発生量の増大が見込まれ、建設汚泥についてはH29.4から海洋投入処分の扱いが厳格かされることから、その再生利用を推進し、広域的な流通を実現させることが必要との指摘がある。一方で、例えば建設汚泥については、不法投棄や不適正処理のおそれがある。
- 不適正処理を防止しつつ広域的な流通を実現するため、<u>現行の再生</u> 利用認定制度の活用の検討や、<u>再生利用指定制度等</u>について、複数の 都道府県等にわたって建設汚泥等の個別指定の申請があった際に、<u>関</u> 係する都道府県等間での連携を図ることが重要であり、モデル事業の実 施等の必要な措置を検討するべきではないか。
- 併せて、3 Rの推進の観点から、これらの再生資材や広域認定によりリ サイクル体制ができている製品の調達について、国等による積極的な情報 提供や、国や地方公共団体等におけるグリーン購入等を促すための措置 を検討するべきではないか。

52

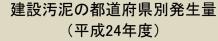
コンクリート塊・建設汚泥の発生状況

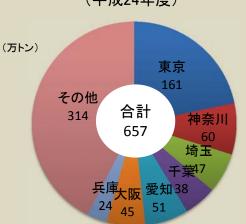
コンクリート塊の都道府県別発生量 (平成24年度)



平成24年度建設副産物実態調査(国土交通省)より作成

〇コンクリート塊の最終処分量:20万トン(平成24年度)





平成24年度建設副産物実態調査(国土交通省)より作成

〇建設汚泥の最終処分量:98万トン(平成24年度) 〇平成22~26年度の海洋投入処分量は70 ~100万トンで推移(※)

※ 海洋投入処分されている建設汚泥の発生源は概ね東京 都、神奈川県における建設工事

建設汚泥の再生品(有価物と称するものを含む。)に係る不適正処理事例

- ① 建設汚泥に固化材を添加した中間処理後物を改良土と称して販売し、山中に埋め立てた事例。/産業廃棄物処理業者が、建設業者から受託した建設汚泥に建設残土及び少量の凝固剤を加えただけで土砂と称して、他県へ搬送し投棄した事例。
- ② 改良土及び土砂を混合し、畑の埋め戻し材として使用したが、 臭気が発生し苦情が寄せられたため、最終的に撤去された事例。

等

54

【論点9】健全な再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

<資源効率性の向上に向けた対応>

- 将来に向けて資源効率性の向上を図る観点から、今後排出量の増加が見込まれるものについての対応を検討することが重要である。例えば、使用済太陽光パネル等について、資源の有効利用及び最終処分場の残余容量の逼迫の回避の観点から、引き続き、3Rの高度化についての検討を行うべきではないか。
- 3 Rの推進の観点から、<u>廃棄物処理における「選別」の位置づけ</u>について、選別と称した不適正処理が行われないよう留意しつ、検討するべきではないか。
- この他、<u>再生利用認定制度及び広域認定制度についても、監督体制の徹底等の措置を図りながら、再生利用の適正な広域化を促進する観点から、その見直しを検討するべきではないか。</u>

太陽光発電設備の導入実態と排出量予測

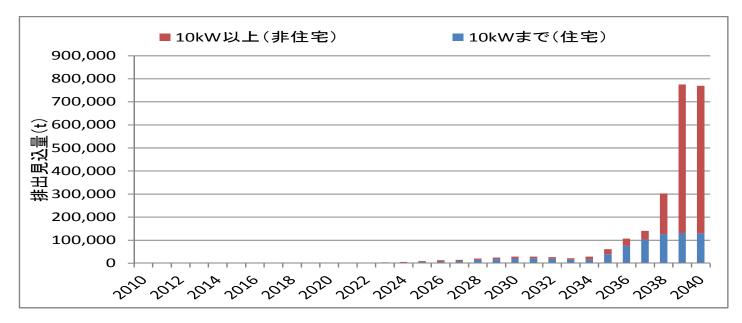


図 太陽電池モジュール排出見込量(寿命25年)

表 産業廃棄物の最終処分量に占める太陽電池モジュールの割合

スークのののでは、これでは、一つでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ							
	2020	2025	2030	2035	2039		
排出見込量(t) ※寿命を25年と仮定した場合	2,808	9,580	28,788	61,000	775,085		
平成24年度の最終処分量に占める割合(%)	0.02	0.07	0.2	0.5	6		

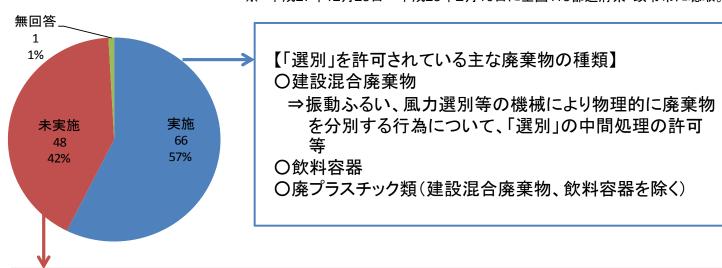
※排出太陽電池モジュールを全量埋め立てたと仮定

56

<選別の位置付けについて>

問 貴自治体における選別に係る処分業許可の状況についてお聞かせください(※)。

※ 平成27年12月28日~平成28年2月10日に全国115都道府県・政令市に聴取。



【相談を受けた場合の対応の例】

〇選別のみでは「処分」行為を行っているとはみなせないことから、選別後の廃棄物について何らかの手段によって処分を行うよう指導。

○排出段階の分別の徹底を指導。

寺

3. その他

□ 地球温暖化対策の強化□ 各種規制措置等の見直し□ 地方公共団体の運用□ 少子高齢化・人口減少社会を見据えた対応

58

【論点10】地球温暖化対策の強化

- 3 Rを優先的に進め、それでもなお残る廃棄物については熱回収が推進されてきたが、熱回収施設設置者の認定を受けているのは一部の事業者に留まっている。パリ協定を受けた「地球温暖化対策計画」に基づき、一層強化していく必要がある。
- <u>高効率な熱回収施設等の整備に加え、収集運搬車の低</u> 炭素化等についての措置等、必要な方策を検討するべきでは ないか。
- 我が国の循環利用率(循環利用量/(循環利用量+天 然資源等投入量)は16.1%(平成25年)に留まっており国 内で発生する廃棄物に対するリサイクル・リユースのポテンシャル も高く、低炭素型の3R技術の必要性が増している。更なる 低炭素型の3R技術の社会実装に向けた実証や導入促進 の拡大等の必要な方策を検討するべきではないか。

パリ協定の採択・署名

- COP21で「パリ協定」(Paris Agreement) 採択
- ✓ 「京都議定書」に代わる、<u>2020年以降の温室効果ガス</u> 排出削減等のための新たな国際枠組み
- ✓ 世界共通の長期目標として平均気温の上昇を2℃より 十分下方に抑えること (2℃目標) の設定。 更に1.5℃までに抑えるよう努力することへの言及



- ✓ 主要排出国を含む全ての国が削減目標を作成、提出、維持し、その目的を達成するため国内措置を遂行することを規定。また、削減目標を5年ごとに提出・更新 など
- ▶ 我が国の中期目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、 2030年度において、2013年度比26.0%減(2005年度比25.4%減)の水準にする。
- ➤ 2020年度の温室効果ガス削減 ロ標については 2005年度比3.8%減以上の水準にする。

廃棄物分野においても更なる低炭素化が求められている

6 Ո

熱回収施設設置者認定制度(平成23年~)

概要

廃棄物処理施設であって、熱回収(廃棄物発電・余熱利用)の機能を有する施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事等の認定を受けることができる。

認定を受けるための要件(一部抜粋)

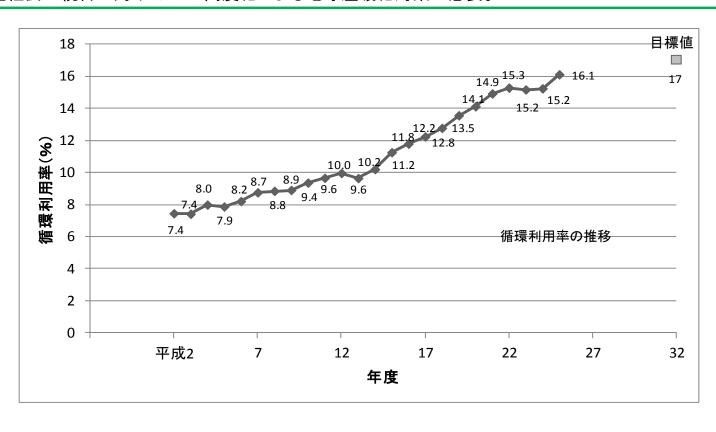
- 〇年間10%以上の熱回収率ができること。
- ○熱回収施設に投入される廃棄物と燃料の総熱量の30%を超える外部燃料を投入しないこと。
- ○設備の維持管理を適切に行うことができること。
- ○熱量・発電する電気の量を把握する装置が設けられていること。

認定を受けるメリット

- 〇廃棄物を保管できる日数が21日まで認められる。
- 〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2または同法15条の2の2に規定する 定期検査の義務を免除。
- 〇公的な評価により、意識の高い排出事業者による処理委託が推進されることが期待される。

3Rの高度化による地球温暖化対策の推進 ①

我が国の循環利用率(循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量)は16.1%(平成25年)に留まっており国内で発生する廃棄物に対する3Rの高度化のポテンシャルも高く、循環型社会と低炭素型社会の統合に向けて3Rの高度化による地球温暖化対策が必要。



3Rの高度化による地球温暖化対策の推進 ②

環境省として3Rの高度化を通じて事業者等の地球温暖化対策を支援。

O 低炭素製品普及に向けた3R体制構築支援事業 <平成29年度要求額 500百万円>

- ・炭素繊維強化プラスチックやリチウムイオン電池等の低炭素製品のための3R体制を構築する。
- ・低炭素製品のリユースやリサイクルプロセスの効率化・ 再 生材の積極利用を進める。

⇒二重の低炭素化(低炭素製品の適正処理確保、低炭素製品の低炭素化)によって低炭素社会の実現を支援

低炭素製品の一例

炭素繊維強化プラス チック





風車や水素タンクなどに利用。 破砕・燃焼が困難。 リチウムイオン電池 (FCV・EV・エネルギーマ ネジメントシステム)





62

効率的なエネルギー利用に不可欠であるが、処理が高コスト、また感電の危険性があり留意が必要

○ 省CO2型リサイクル高度化設備導入促進事業 <平成29年度要求額 1,700百万円>

⇒高度なリサイクルを行いながらリサイクルに必要なエネルギー消費の少ない省CO2型のリサイクル高度化設備導入を 進めることにより、使用済製品等のリサイクルプロセス全体の省CO2化と資源循環を同時に推進し、低炭素化と資源循環の統合的実現を支援する。

技術の一例

アルミ・銅の高度選別装置





アルミサッシ (展伸用アルミ合金 Al,. Mg, Si)

サッシtoサッシにより、 サッシ製造プロセスを約80%省エネ



【論点11】各種規制措置等の見直し

<許可申請等の負担軽減や合理化>

- <u>国においても可能なものから手続の電子化</u>等の手続きの合理化を進めていくとともに、都道府県及び申請者側の双方において<u>効率的で効果的に対応が可能な手続から段階的に進めることも含め、国から都道府県への働きかけを行うべきではないか。</u>
- 電子申請と電子マニフェストとの連携等を含む、IT技術の活用による効率 的・効果的な廃棄物処理制度について、循環型社会形成推進基本計画の 見直しの検討も踏まえつつ、そのあり方についても検討していくべきではない か。
- 一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類及び許可申請書添付 書類の様式や、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の 統一を進めるべきではないか。
- 更新許可の申請に係る事務処理について、環境負荷が低減する場合の 手続きの簡素化を検討するとともに、更新許可手続が事業者の円滑な事業 の促進を阻害することのないように必要な措置を講じるべきではないか。

64

【論点11】各種規制措置等の見直し

<欠格要件>

○ 法人役員が業務とは関係のない法律違反を起こした場合に、当該法人も一律に欠格要件に該当するのは厳しすぎるという指摘や、いわゆる「黒幕」の範囲も踏まえつつ、欠格要件の在り方について、引き続き慎重に検討を行っていくべきではないか。

<親子会社間における自ら処理の拡大>

- 近年、企業経営の効率化の観点から分社化等が行われることが増加。分 社化等により従前行うことができた「自ら処理」ができなくなる事態が発生。
- 親会社が子会社に対する十分な支配力を有しており、従前そうであったように、子会社があたかも親会社の一部門のような関係にある等の一定の要件に適合する場合には、親会社と子会社を一体のものとして取り扱うための措置を検討するべきではないか。その場合には、当該親子会社間における排出事業者責任を共有することや、親子会社内外の廃棄物について明確化する等の措置が必要ではないか。

【論点12】 地方公共団体の運用

- 廃棄物の効率的な処理の推進という観点から、地方公共団体が独自に行っている流入規制や実質的な住民同意について、その背景と実態を把握した上で、当該規制行為は廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じるべきではないか。
- 廃棄物の品目に係る判断等、廃棄物処理法の運用が地方公共団体ごとに異なる事項については、適正処理の担保にも留意をしつつ、廃棄物処理業者等の負担の軽減を図る観点から、国、地方公共団体、排出事業者、産業廃棄物処理業者等の関係者による意見交換等の場の設定等、必要に応じた改善が可能になるよう、意見交換の場のあり方やその参加者も含め検討すべきではないか。

66

【論点13】 少子高齢化・人口減少社会を見据えた対応

- 今後の少子高齢化・人口減少社会に伴い、行政職員の減少や事務の広域化が進行することにより、行政の管理能力の維持・ 向上や効率的な施設整備の必要性等が増加していくことが想定される。
- このため、将来にわたり適正処理・3 Rが確保されるよう、<u>より</u> 適正な規模での効率的で高度化された循環システムの構築を目 指し、上述した人材育成、広域認定制度等の利用、流入規制 の改善等を進めていくべきではないか。また、循環型社会形成推 進基本計画の見直しの検討も踏まえつつ、中長期的な視点での 対応についても検討していくべきではないか。